

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】平成23年11月10日(2011.11.10)

【公表番号】特表2010-502719(P2010-502719A)
 【公表日】平成22年1月28日(2010.1.28)
 【年通号数】公開・登録公報2010-004
 【出願番号】特願2009-527445(P2009-527445)
 【国際特許分類】

A 6 1 K 45/00 (2006.01)
 A 6 1 P 43/00 (2006.01)
 A 6 1 P 25/00 (2006.01)
 A 6 1 P 25/28 (2006.01)
 A 0 1 K 67/027 (2006.01)
 G 0 1 N 33/50 (2006.01)
 G 0 1 N 33/15 (2006.01)
 C 1 2 N 15/09 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 45/00 Z N A
 A 6 1 P 43/00 1 1 1
 A 6 1 P 25/00
 A 6 1 P 25/28
 A 0 1 K 67/027
 G 0 1 N 33/50 Z
 G 0 1 N 33/15 Z
 C 1 2 N 15/00 A

【手続補正書】

【提出日】平成23年9月6日(2011.9.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

動物におけるアルコール誘発性脳疾患を治療するため、予防するため、または回復させるための薬学的組成物であって、ペルオキシソーム増殖因子活性化受容体(PPAR)アゴニストの治療的有効量を含む薬学的組成物。

【請求項2】

動物における慢性的アルコール摂取によって生じる脳損傷を治療するため、予防するため、または回復させるための薬学的組成物であって、PPARアゴニストの治療的有効量を含む薬学的組成物。

【請求項3】

脳損傷が酸化ストレスと関連している、請求項2記載の薬学的組成物。

【請求項4】

脳損傷が脂質過酸化と関連している、請求項2記載の薬学的組成物。

【請求項5】

脳損傷がDNA損傷と関連している、請求項2記載の薬学的組成物。

【請求項6】

動物における慢性的アルコール摂取によって生じる認知障害を治療するため、予防するため、または回復させるための薬学的組成物であって、PPARアゴニストの治療的有効量を含む薬学的組成物。

【請求項7】

慢性的アルコール摂取によって生じる、動物の脳におけるインスリン抵抗性を治療するため、予防するため、または回復させるための薬学的組成物であって、PPARアゴニストの治療的有効量を含む薬学的組成物。

【請求項8】

親による慢性的アルコール摂取によって胎児動物の脳に生じる脳損傷を治療するため、予防するため、または回復させるための薬学的組成物であって、PPARアゴニストの治療的有効量を含む薬学的組成物。

【請求項9】

PPARアゴニストがPPAR- 選択的アゴニストである、請求項1、2、6、7および8のいずれか一項記載の薬学的組成物。

【請求項10】

PPARアゴニストがPPAR- 選択的アゴニストである、請求項1、2、6、7および8のいずれか一項記載の薬学的組成物。

【請求項11】

PPARアゴニストがPPAR- 選択的アゴニストである、請求項1、2、6、7および8のいずれか一項記載の薬学的組成物。

【請求項12】

慢性的アルコール摂取量が平均で少なくとも約0.1gの純アルコール/kg/日である、請求項2、6、7および8のいずれか一項記載の薬学的組成物。

【請求項13】

慢性的アルコール摂取量が平均で少なくとも約0.5gの純アルコール/kg/日である、請求項12記載の薬学的組成物。

【請求項14】

慢性的アルコール摂取量が平均で少なくとも約1gの純アルコール/kg/日である、請求項13記載の薬学的組成物。

【請求項15】

Long-Evansラットにエタノールを慢性的に与えることによって作製したアルコール誘発性脳損傷または脳疾患の動物モデル。

【請求項16】

エタノールが毎日の食餌のカロリー含有量の約37%を構成する、請求項15記載の動物モデル。

【請求項17】

請求項15記載の動物モデルに作用物質(agent)を投与する段階、ならびに作用物質を投与されていない対照動物におけるレベルと比較して、脳損傷、認知障害および/またはインスリン抵抗性のレベルを決定する段階を含む、アルコール誘発性脳損傷または脳疾患の治療、予防または回復のために有用である可能性のある作用物質に関するスクリーニングのための方法であって、作用物質を投与されていない対照動物におけるレベルと比較した際の脳損傷、認知障害および/またはインスリン抵抗性のレベルにおける改善により、その作用物質がアルコール誘発性脳損傷または脳疾患の治療、予防または回復のために有用である可能性があることが示される方法。

【請求項18】

請求項15記載の動物モデルに可能性のある治療を施す段階、ならびに可能性のある治療を施されていない対照動物におけるレベルと比較して脳損傷、認知障害および/またはインスリン抵抗性のレベルを決定する段階を含む、アルコール誘発性脳損傷または脳疾患のための可能性のある治療を試験するための方法であって、可能性のある治療を施されていない対照動物におけるレベルと比較した際の脳損傷、認知障害および/またはインスリン

抵抗性のレベルにおける改善により、その治療がアルコール誘発性脳損傷または脳疾患の治療、予防または回復のために有効である可能性があることが示される方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

本発明はさらに、Long-Evansラットにエタノールを慢性的に与えることによって作製した動物モデルに可能性のある治療を施す段階、ならびに可能性のある治療を施されていない対照動物におけるレベルと比較して脳損傷、認知障害および/またはインスリン抵抗性のレベルを決定する段階を含む、アルコール誘発性脳損傷または脳疾患の治療、予防または回復のための、可能性のある治療を試験するための方法であって、可能性のある治療を施されていない対照動物におけるレベルと比較した際の脳損傷、認知障害および/またはインスリン抵抗性のレベルにおける改善により、その治療がアルコール誘発性脳損傷または脳疾患の治療、予防または回復のために有効である可能性があることが示される方法も提供する。

[請求項101]

動物におけるアルコール誘発性脳疾患を治療するため、予防するため、または回復させるための方法であって、該動物にペルオキシソーム増殖因子活性化受容体(PPAR)アゴニストの治療的有効量を投与する段階を含む方法。

[請求項102]

動物における慢性的アルコール摂取によって生じる脳損傷を治療するため、予防するため、または回復させるための方法であって、該動物にPPARアゴニストの治療的有効量を投与する段階を含む方法。

[請求項103]

脳損傷が酸化ストレスと関連している、請求項102記載の方法。

[請求項104]

脳損傷が脂質過酸化と関連している、請求項102記載の方法。

[請求項105]

脳損傷がDNA損傷と関連している、請求項102記載の方法。

[請求項106]

動物における慢性的アルコール摂取によって生じる認知障害を治療するため、予防するため、または回復させるための方法であって、該動物にPPARアゴニストの治療的有効量を投与する段階を含む方法。

[請求項107]

慢性的アルコール摂取によって生じる、動物の脳におけるインスリン抵抗性を治療するため、予防するため、または回復させるための方法であって、該動物にPPARアゴニストの治療的有効量を投与する段階を含む方法。

[請求項108]

親による慢性的アルコール摂取によって胎児動物の脳に生じる脳損傷を治療するため、予防するため、または回復させるための方法であって、該動物または該親にPPARアゴニストの治療的有効量を投与する段階を含む方法。

[請求項109]

PPARアゴニストがPPAR- 選択的アゴニストである、請求項101、102、106、107および108のいずれか一項記載の方法。

[請求項110]

PPARアゴニストがPPAR- 選択的アゴニストである、請求項101、102、106、107および108のいずれか一項記載の方法。

[請求項111]

PPARアゴニストがPPAR- 選択的アゴニストである、請求項101、102、106、107および108のいずれか一項記載の方法。

[請求項112]

慢性的アルコール摂取量が平均で少なくとも約0.1gの純アルコール/kg/日である、請求項102、106、107および108のいずれか一項記載の方法。

[請求項113]

慢性的アルコール摂取量が平均で少なくとも約0.5gの純アルコール/kg/日である、請求項112記載の方法。

[請求項114]

慢性的アルコール摂取量が平均で少なくとも約1gの純アルコール/kg/日である、請求項113記載の方法。

[請求項115]

Long-Evansラットにエタノールを慢性的に与えることによって作製したアルコール誘発性脳損傷または脳疾患の動物モデル。

[請求項116]

エタノールが毎日の食餌のカロリー含有量の約37%を構成する、請求項115記載の動物モデル。

[請求項117]

請求項115記載の動物モデルに作用物質(agent)を投与する段階、ならびに作用物質を投与されていない対照動物におけるレベルと比較して、脳損傷、認知障害および/またはインスリン抵抗性のレベルを決定する段階を含む、アルコール誘発性脳損傷または脳疾患の治療、予防または回復のために有用である可能性のある作用物質に関するスクリーニングのための方法であって、作用物質を投与されていない対照動物におけるレベルと比較した際の脳損傷、認知障害および/またはインスリン抵抗性のレベルにおける改善により、その作用物質がアルコール誘発性脳損傷または脳疾患の治療、予防または回復のために有用である可能性があることが示される方法。

[請求項118]

請求項115記載の動物モデルに可能性のある治療を施す段階、ならびに可能性のある治療を施されていない対照動物におけるレベルと比較して脳損傷、認知障害および/またはインスリン抵抗性のレベルを決定する段階を含む、アルコール誘発性脳損傷または脳疾患のための可能性のある治療を試験するための方法であって、可能性のある治療を施されていない対照動物におけるレベルと比較した際の脳損傷、認知障害および/またはインスリン抵抗性のレベルにおける改善により、その治療がアルコール誘発性脳損傷または脳疾患の治療、予防または回復のために有効である可能性があることが示される方法。